

---

---

## 平成 26 年度第 3 回練馬区子ども・子育て会議議事録

---

---

[日 時]

平成 26 年 8 月 4 日（月）午後 6 時 30 分から 8 時 40 分まで

[会 場]

練馬区役所本庁舎 5 階・庁議室

[出席者]

尾原委員、高口委員、川本委員、佐藤委員、若松委員、三宅委員、里中委員、高橋委員、田中委員、土田委員、西村委員、新井委員、広岡委員

(事務局)

こども家庭部長、子育て支援課長、こども施策企画課長、保育課長、保育計画調整課長、練馬子ども家庭支援センター所長、学務課長、子育て支援計画担当係長

[欠席者]

興津委員、川合委員

[傍聴者]

10 名

[次 第]

- 1 練馬区次世代育成支援行動計画の実施状況について
- 2 保育施設等の認可基準、運営基準について
- 3 公定価格と利用者負担について
- 4 その他

【会長】ただ今から、平成 26 年度第 3 回練馬区子ども・子育て会議を始めます。委員の出席状況について、ご報告をお願いします。

【事務局】本日の出席状況、現在 15 名中 12 名の出席です。過半数を超えておりますので、会議は有効に成立しています。(遅参して 1 名出席のため、最終的には 15 名中 13 名出席した。)

【会長】事務局の構成が変更されたということです。

【事務局】(事務局の構成員変更について報告

こども施策企画課長および練馬子ども家庭支援センター所長 挨拶)

【会長】よろしくお願ひいたします。

## 1 練馬区次世代育成支援行動計画の実施状況について

【会長】第 1 の議題に入ります。資料 1 の説明をお願いします。

【事務局】(資料 1 の説明)

【委員】1 つ 1 つの細かい数値については、表になっており良くわかります。1 つ 1 つの目標を達成していったときに、そもそもの基本理念や基本目標にどの程度近づいたのか、数値以外の中身の成果については、どのように評価をしているのか、どのように評価しようとしているのかをお聞かせください。

【事務局】区の施策への満足度や子育てのしやすさということについて、アンケートを行っています。最終年度においても、このようなアンケートを検討し、5 年間の成果を計ろうと考えています。

【委員】この会議を通じて次の計画を立てていくと思いますが、並行しながらやらないと意味がないと思います。

【事務局】昨年実施したニーズ調査に、子育ての満足度について尋ねた設問があります。子育ての満足度は一定の水準はありますが、子ども・子育て支援事業計画を策定し、施策を実施するに当たり、満足度をさらに高めていきたいですし、経年変化を確認したいと思っています。

【委員】資料 1 の 2 ページの「子育てのひろば」について、似たような子育てのひろばを増やすのではなく、質の多様性を考えてほしいです。障害児の親は、普通の子育てのひろばに行くと、自分の子どもが迷惑をかけてしまうなどと、気にしています。また、疲れていて、人としゃべる状況ではないが、休みたい人が行けるような雰囲気のある場所も必要です。子育てのひろばはそこでママ友を作らなければいけないという雰囲気があります。行くとそこにはもうグループができしており、入れなくてまた落ち込んでしまうこともあります。1 人でも行けたり、障害がある子どもも自由に行けたり、子育てのひろばの「質の多様性」も考えていただきたいと思います。また、5 ページの一時預かりで、区・私立保育園の 14 園達成とありますが、25 年度の取り組みの中で整備できた場所は、大泉、上石神井、石神井となっており、地域に偏りがあると思います。練馬地区では練馬子ども家庭支援センター北口分室で一時預かりがオープンしましたが、ほとんど埋まっており、預けられない状態です。

【事務局】びよびよについてご説明します。今、びよびよについては、公設型と民設型の 2 つがあります。色々な事業展開の中でということになりますが、委員のご意見のような多様性も考えていきたいと思っています。悩みがあれば、1 人で入れるような相談室や面談室でそこにいる保育士と話もできます。来やすい雰囲気のあるびよびよを増やしていければと思っています。

【事務局】一時預かりでございます。資料 1 の 5 ページに記載の場所は、大泉や上石神井が多くなって

います。新設園を作った時に事業を拡大していくこともあり、この資料では 25 年度に事業を開始した園の記載となっています。全体的にみると大泉、上石神井が多少は多いですが、豊玉、富士見台、春日町などでも、一時預かりをやっている施設があります。今後も新設園を作った時に一時預かりを拡大していきたいと思ひますし、地域に偏りがないうにしていきたいと思います。

**【事務局】** 乳幼児親子の居場所については、ぴよぴよもありますが、学童クラブの午前中の時間帯を利用した、「にこにこ」という事業があり、児童館においても様々な事業を展開しております。選択肢が広がるような事業を展開していますし、今後も行っていきたく思ひます。一時預かりにつきましては、子ども・子育て支援事業計画の中でも、地域の区分を行い、地域ごとの整備量をこれから検討し、地域の格差を解消していきたいと考えております。

**【委員】** 子育てのひろばの事業内容について、ひろばごとに違いを作ったらという意見に関連してですが、1人で行きたい人は、ママ友との付き合いなどはストレスになります。相談できるスペースがあることはとても良いことですが、相談があるからそこに行くという行動も勇気がいらいます。相談がなくても、気軽に人と話ができるスペースがあつたり、子育ての先輩と話すスペースがあつたりするなど、専門家ではなく、子育てと関係のない人と話すスペースがあつても良いと思ひました。学校応援団の活動で、夏休みも活動している学校があります。しかし、実際に行くのは4年生くらいまでで、5、6年生は行っても何ができるのか、という感じになっているのが実情です。5、6年生に対応してあげられるような、例えば、工作の好きな高齢者を募集して一緒に遊んだり、そろばんや学習を見てあげたりなどの工夫もできると思ひます。5、6年生は、勉強についていけない子どももいます。夏休みの学校応援団のひろば事業にただ行くだけでなく、勉強を見ることを学校の先生だけにやらせず、区民の働き場のようにして、地域の人を巻き込んでいくことも良いと思ひます。

**【事務局】** 夏休みにおける学校応援団の居場所づくり事業については、すべての学校でやっておりませんが、ニーズもあり、23年度から取組みを始めています。23、24年度は1校、25年度は3校、今年度は6校に広げて行ってきました。夏休みの活動もひろば事業の延長ですので、基本的には見守りで、居場所の提供になります。そのような中、国は放課後子ども教室と放課後児童クラブの事業を一体化して充実させる提案を出しています。ただの見守りだけでなく、地域の人材を活用して、勉強を見るなどの工夫をした事業展開の提案も出ています。区としてもその方向で、放課後児童対策としての具体的な検討をしており、学童クラブの子どもだけではなく、学童クラブに通っていない子どもに対するサービスについても、検討していきたいと考えています。今年実施している6校の夏休み居場所づくり事業についても、アンケートを行うので、今のような提案も含めて、検討していきたいと考えています。

**【委員】** 今の話にありました、ぴよぴよですが、私も民生児童委員として、光が丘で活動しています。ぴよぴよに子どもを連れて遊びに来るところに携わらせていただき、一緒に子どもと遊んでいる中で、専門機関というよりも子育ての先輩として色々な質問や相談があつた時、「こうやって育てたよ」という相談に乗ることがあります。専門分野につなげないといけない時は、専門分野につなげますが、そうでない時は、子どもを持つ若い親と接点を持つように心がけています。6ページの学童クラブとひろば事業について、これから連携をとっていくということで、良いと思ひますが、今の状態では、学童クラブとひろば事業は責任が違います。ケガした場合

など、責任の度合いが違いますので、連携をしていくためには、区は考えていかなければならないことが多いと思います。これから先、一緒にやっていくような事業になりますが、高学年になると塾などに行くので、5、6年生は少なくなります。また、平日のひろば事業の時間帯にスポーツ団体が校庭を利用する時があるのですが、団体も学校応援団もそれぞれで校庭を使いたいという考えがあるため、団体と学校応援団との間で校庭使用に関して問題が生じています。しかし、このような問題が発生した場合でも、区には学校応援団で対応してほしいと言われたことが気になります。

**【事務局】** 校庭の利用においては団体利用と個人利用があり、基本的には区では半々を基本線として行っています。各学校によって成り立ちが違うので、区が強制して指導している部分ではありません。地域の方との相談の結果、より良い結果を導いていただき、区ではアドバイザー的に参加させていただいています。個々の具体的な事例があれば、ご相談いただき、一番良い解決方法を探っていきたいと思います。

**【委員】** 12ページの「公園へのだれでもトイレの設置」についてです。練馬区はいろいろなことをやっており、すごく良いと思っていますが、遊びに行くと公園にはトイレが無いとよく言われます。回ってみると、練馬区立の公園ですが、水飲み場はあってもトイレがある所が少ないです。だれでもトイレも大切ですが、普通のトイレもぜひ公園に設置していただきたいと思います。仕方なく、コンビニ行ってトイレを借りた時もあります。

**【事務局】** 今のご意見は所管の方へ伝えておきます。

**【委員】** 今のトイレの問題で、よく公園を利用するのですが、トイレがすごく汚くて、昔の作りで、少し影になる所があります。変質者が出たりするので、区に電話をしました。道路公園課に回され、すぐに直せないけど、数年待ってくださいと言われました。その頃には子どもは小学生になってしまったと思いますが、いつとは言われませんでした。そのトイレは和式しかなくて、小さい女の子なんかはそこではできないので、図書館などに行っていました。トイレの設置についても考えてもらおうと、子どもも来やすくなる場所になると思いました。

**【委員】** 今、公園の話が出たので合わせてお話しします。南町小学校の近くに、110番に直接つながる黄緑色の電話があり、そのような電話を公園ごとに設置したり、防犯ブザー的に音がなるような装置を設置したりすると、公園のトイレが暗い所にあっても、少しは安心です。設置されているところを知っているのは南町小学校の近くだけです。いくつも設置されているのでしょうか。

**【事務局】** 確かに設置されています。警察が設置しているものであり、設置の時に教育委員会も立ち合いがあります。区の事業ではなかったと思います。

**【委員】** 区の管轄ではないので、ここでは扱えないということですね。トイレもあれば便利ですが、和式のトイレは女の子は使えないというのではなく、少しずつ覚えていかなければいけないと思います。安全のために、110番通報できるブザーなどがあれば別の対応として良いのではと思います。公園のトイレを全部きれいにしていく予算を考えると、どちらが良いのかはわかりませんが、安全面で考えると、ブザーがあると子どもも安心だと思います。

**【事務局】** 公園のトイレについていろいろな要望があります。維持管理が難しいのが率直なところですが、前に新聞記事にもありましたが、光が丘公園で大便器が壊されたということがありました。利用のモラルを含めて、難しい面があります。今ご提案をいただいた110番通報できる装置については、一方的に警察にお願いしても、警察の事情もあると思います。現状を含めて調査させ

ていただければと思います。

- 【委員】 居住環境の整備の施策があります。生産緑地が相続で、更地となっているところがあります。防災の空間やヒートアイランド現象もありますし、練馬区では「みどり 30」を掲げています。緑地がなくなっていくのは、子どもにとって良い環境ではなくなってしまうと思います。簡単には言えませんが、区に買い上げていただき、公園や生産緑地などに活用をしていただきたいと思います。
- 【事務局】 区は「みどり 30」という 30 年後に緑被率 30%を目指すという取組みをしていますが、生産緑地が相続によってなくなっていく現状があります。今の相続が地権者にとって緑を手放さなければならぬ制度となっています。区長が中心となって、改善してもらうような運動も行っております。突破口を開いて、保全をしていきたいと思っています。区で買い上げてほしいという話ですが、生産緑地については、相続等が発生した時に、区が買うか買わないかを検討するのですが、財政が厳しい状況となっていますので、次々に買うのは困難です。生産緑地がなくならないような取組みを今後も行っていきたいと思っています。
- 【委員】 この実施状況については、すでに策定されている計画の報告だと思います。これについては施設数などが主な目標であって、質の部分については、若干希薄な目標ではないかと感じています。以前、計画については適宜見直しが必要であるという話があり、他の委員も何度かお願いをしていたと思いますが、後期計画についての質的な見直しについて、何度かお願いをしています。今の計画は 26 年度末までのものですが、質的な見直しについて、それ以降の計画にどのように反映するのか、どのように取り込んでいこうと考えていますか。
- 【事務局】 計画の見直しについては、次世代育成支援行動計画は 5 年間の計画で、毎年実施状況をまとめて、意見を聞き、必要に応じて改定をしているところです。今年度は平成 25 年度分を報告させていただきましたが、これについては、26 年度に反映をしていくというよりも、事務局といたしましては様々なご意見をいただき、今度策定する「子ども・子育て支援事業計画」に反映させるよう取り組んでいきます。子ども・子育て支援法に基づく基本指針でも、次世代育成支援行動計画を検証して、それを計画に反映するよう書かれています。次世代育成支援行動計画の次の計画ですが、計画の根拠になる法律が 10 年間延長されました。各区市町村の計画は、今までは義務化されていたものが、任意となりました。区としてもこれを受け、どうするか検討しているところです。また、区長が変わり、区では新たなビジョンを策定することとなっています。全体とのバランスを考慮し、子ども関連でいくつも計画があっても分かりにくいと思いますので、現在検討している「子ども・子育て支援事業計画」をベースにして、次世代育成支援行動計画を反映させたものがないかと検討をしています。いずれにしても、早期に方針については会議に示していきます。
- 【委員】 11 ページの「区立学校・区立幼稚園の適正配置」というところで、光が丘地区では小学校が 8 校が 4 校になったことありますが、今、小規模校では単学級が多いということで、統廃合されていきます。小規模校については議論されているところではありますが、非常に偏ってしまっています。子どもが行く学校が汚い学校でそれが嫌で、複数の学級数がある学校に行きたいということです。小規模校は悪循環になってしまいます。ハードルが高いかもしれませんが、通学区域を変えてみてはどうかと思います。学校を無くすという選択もあるかもしれませんが、できるだけ子どもの通学区域に近いところに学校があることが良いと思います。わざわざ遠い

ところの学童クラブに通わなければならないなどの問題も起こっています。学校の統廃合を進めて、遠くに通わなければならない子どもが増えることのないよう、配慮していただきたいと思います。子どもが、安心して地域の学校に通えるように、小学校を中心として残していただければと思います。

【委員】先ほどの回答について、26年までの計画はこのままで、質の向上に関する内容は今のところ予定していないということで受け取りました。今後については、子ども・子育て支援事業計画に盛り込んでいければという回答でしたので、ここで出ている意見を子ども・子育て支援事業計画に取り込んでいかれると理解しています。できていないようであれば、申入れをしていかなければいけないと考えております。

【会長】私も委員の意見に部分的に共感するところもありますので、一言述べさせていただきます。トイレの話もありました。確かに予算で大変だと思いますが、トイレはまちづくりの要です。行政がすべてをやるのではなく、例えば、トイレマップを作る団体は、近所のファミレスやスーパーなども活用していると思います。障害のある方にとって、トイレマップはとても大事ですので、行政のトイレがどこにあるかだけを考えるのではなく、全体的なまちづくりを見たときの方向性が必要だと思います。同様に、多様なニーズということで、様々な施策に取り組んでも、多様なニーズに応えていることには必ずしもつながりません。多様なニーズをどう把握しているのかがとても重要で、質の部分に関する取組みが薄いのではないかという印象です。例えば、東日本大震災のとき、被災地では心の問題が大きいので、相談施設を設けましたが、相談窓口を利用することは少ないです。多様なニーズを把握するときに、どんな手法で把握するのか、我々は気になります。数値目標しか出てこないという印象を受ける根っこには、多様なニーズとなる根っこをどのようにキャッチしているのかが見えないという部分があるからだと思います。どのようにキャッチしているのか、そのプロセスをお答えいただければ、我々も納得がいくのではないかと思います。

## 2 保育施設等の認可基準、運営基準について

【会長】事務局から資料2について、説明をお願いします。

【事務局】(資料2の説明)

【会長】現在パブリックコメントを実施中です。

【委員】各論よりも総論2点をお話しします。まず、いくつの条例を制定する予定なのかということですが、この2つで終わりなのか。一体自分たちがいくつ確認しなければいけないのかが分かりません。どのような予定なのでしょう。先ほど、広く区民に意見を募ると言っており、パブリックコメントを行っていますが、その手続きを行えば、広く意見を募集したことになるのでしょうか。3ページ目に、周知方法として図書館があります。この配布された資料を見て初めてパブリックコメントをやっていることに気づき、図書館に行ってみました。掲示板にも載っておらず、案内にも載っていませんでした。カウンターで聞いてみると、別紙1の冊子がカウンターの奥に置いてあり、これを閲覧していただくこととなっていると言われました。これをカウンターにあるということを知るのは、ホームページか区報で入手するしかない。これをもって、広く区民の意見を募集していると言えるのかと思います。もう少し意見募集の方法も検討していただければと思います。

【事務局】現在、条例にするか規則にするかの規定のレベルも含めて、検討しています。追加で考えているのは学童クラブの運営基準に関する条例と、保育の利用者負担、いわゆる保育料に関すること、そして、私立幼稚園の保育料に関することと、大きく分けて3つ想定しています。それに加えて、規則上の改正となりますが、保育の実施要件について、国の定めが若干変わっていますので、実施基準についても改正が必要であると考えています。

【事務局】2つ目の質問で、区民に広く周知ということですが、7月21日号の区報で周知をし、ホームページでも閲覧ができます。また、図書館や区民情報ひろばで閲覧ができます。区の規則に則り実施しています。このパブリックコメントの締切後にはなりますが、子ども・子育て支援新制度全般についての区民への説明会も開催したいと考えています。

【委員】1点目については、いつ頃に提示していただけるのかをご連絡いただければと思います。2点目につきましても、後ほど全体で説明会が開催されるのであれば、それは良いと思います。保育園にチラシを配布するなど、方法はいくらかもあると思います。規則は守らなければいけないとは思いますが、もう少し柔軟に、ローコストでできる工夫があると思います。

【委員】2ページですが、地域型保育事業の概要で、(2)の3行目「教育・保育施設や事業者について、施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）および」とあり、「施設給付」と2回ほど読みましたが、これは「施設型給付」ということですよ。施設給付と施設型給付は大変大きな違いがあり、施設給付は機関給付ですので、区が施設に対して給付をすることで、施設型給付は私の認識では、個人給付です。後ほど、施設給付の話が出てきますが、個々の子どもの家庭の所得状況に応じて、もっと細かく言えば幼稚園の就園奨励費の額を勘案して、個人個人に給付されるものです。とても大事なところだと思いますので、どちらなのかご説明ください。

【事務局】話している中で「施設給付」と申しましたが、すべて「施設型給付」です。

【委員】基本は個人型給付ですね。

【事務局】ご指摘の通り、「施設型給付」になりますので、支払いの形としては施設に直接となりますが、子どもの保護者一人一人への給付となります。

【委員】しつこく申ししたのは、施設型給付の場合、幼稚園は私立幼稚園に対する経常費補助が国からの補助と地方公共団体からの補助があり、施設給付なので1,000万円以上の給付を受けたときは公認会計士の監査を受けなければなりません。ところが、個人給付の場合にはその必要がないのです。例えば施設に直接給付される形でも、個人型給付であれば、1,000万円を超えても公認会計士の監査が必要ないと思いますが、どうですか。

【事務局】調べさせていただき、後ほど回答いたします。

【委員】先ほどの意見を引き継ぐ形で、パブリックコメントが周知されていないということについて、素案とは離れますが、子ども・子育て支援新制度についても全く周知されておらず、周りの親も来年制度が変わるということを全く知らない状況です。親向け、事業所向けの説明会をたくさん開いてもらいたいです。知らない親が多すぎるので、区報だけでなく、説明会や意見交換会を開いていただきたいと思います。この会議には公募委員が5人しかいませんので、そのような場で親の意見を広く聞く体制づくりをしてほしいと思います。前に話をしましたが、インターネットを通して意見を吸い上げるとか、スマホで簡単にアンケートを取れるような体制を、これをきっかけに作ってもらいたいと思います。区長の考えを見ても、区民の意見聴取をする

ために新たな手法についても取り入れていくとあるので、メールやインターネットなど、ママたちが今使っているツールで、簡単にアンケートが取れるシステムを導入していただければと思います。2つ目で、条例案で、8、9ページ目で施設の設備の基準で小規模保育事業所の屋外遊戯場で、小規模型の保育園が増えていき、大きな保育園より、小さな保育園をたくさん作っていかうという方向に動いていくと思いますが、屋外遊戯場で代わるべき場所で良いと書いてあります。この代わるべき場所というのはどんなものを想定していて、それに対する基準はどのようなものなのかをお聞かせください。

**【事務局】** 1点目の新制度について知らない方がたくさんいるということですが、確かに私共でも見ていただけていないところがあると認識しています。ホームページや区報に載せていますが、ホームページや区報を見る人が、特定の方に限られていると思います。新制度については、確かに広く周知されていないところもあると思いますので、一般向けのリーフレットを作成し、遅くとも9月には配布させていただく準備をしています。それについてもページに限りがあり、全てを載せることができませんので、細かく問い合わせ先を載せて対応をしていきたいと考えています。保育園・幼稚園をご利用されている方が今後どのように変わっていくのか、不安があると思います。まだ決まっていないこともありますので、ある程度中身が見える段階で、保育園・幼稚園への説明会をさせていただこうとも思っています。また、保育園・幼稚園に通っていない方もいますので、その方たちへの説明会も行っていこうと考えています。

**【事務局】** 2つ目の小規模保育事業の屋外遊戯場の基準ですが、今細かい基準を持っていないので、お答えできないのですが、認可保育園も同じような記述となっています。認可を受ける時に、歩いて行ける近くの公園、特に何メートルという基準はないのですが、それを定めて、都の認可を受けている状況です。

**【委員】** 何メートル以内に公園があれば良いと言うことで、保育園児が思いきり遊び回れる公園かどうかは考慮されていないと思います。保育園児は一日中、保育園にいることになるので、屋外の公園が子どもたちにとって良い環境かどうかまで、配慮していただければと思います。例えば、ちびっこ向けのプレーパークを行っている団体がありますが、区から補助してもらい、ちびっこ向けのプレーパークを開催してもらおうと、近くにある保育園児も遊べるし、そこに住んでいる在宅の親子も来ることができると思います。こどもの森がオープンするというのを伺いました。どのような開催になるのかわかりませんが、これも午前は小さい子ども、午後は幼稚園が終わった子どもや小学生が来ることができるというような、平日も休日も空いている場所にしてほしいと思います。

**【事務局】** 先ほどの外部監査の件ですが、委員ご指摘のとおり、私学助成については、1,000万円を超えた場合は、監査が義務付けられています。それを踏まえて、国の子ども・子育て会議においても公認会計士の監査の費用についても議論がなされてきており、外部監査にも加算という形で項目が位置付けられています。

**【委員】** 今の加算ということですが、施設型給付をもらった場合には、外部監査をすると少し点数が上がり、給付費をあげるということで、義務付けではないと思います。

**【委員】** 広報の話ですが、決まってから意見を聞くことや説明することは大事だと思いますが、プロセスを見たいというところがあります。まだ決まっていないので、決まってから説明をするということでしたが、今の段階で聞きたいです。決まってからだと意見が言えない。意見を言える



場となるとパブリックコメントとなりますが、そもそも知られていない。決まってからやるのではなく、このような考え方で動いていますということで、区民の意見を聞いてもらいたいです。

【委員】この条例案については各自治体においてばらつきがあるのではと思っています。中野区は国とほぼ同一、極端に言えば全く同じとなっています。大阪の守口市は 42 条については、市の実情に合わせて整理していたり、杉並区では子ども・子育て支援法第 87 条に基づいて過料の規定を設け、守れなかったら罰則ということも入れています。塩竈市は、反社会勢力の排除だとか、自治体としての取組みを記載しています。ただ、今回提示されたものは、そこまでの練馬区のビジョンが見当たりません。例えば、17 ページに記載のように、練馬に離島はないです。これを国の基準と同じにしているのでしょうか。10 ページに秘密保持等があります。ここも国の基準と同じとありますが、この間の情報漏洩の問題もありますし、区としてどのように考えているのか。細かいことはパブリックコメントに出せばいいと思いますが、区としての姿勢を感じることができるようにしていただきたいです。

【会長】今の件は要望なので、特にお答えいただかなくても良いと思います。それでは 3 つ目の議題に進みます。

### 3 公定価格と利用者負担について

【会長】公定価格と利用者負担について、資料 3 が出ております。事務局、説明をお願いします。

【事務局】(資料 3 について説明)

【会長】複雑ですが、いかがでしょうか。

【委員】このほど私立幼稚園に対して、新制度に移行するかどうかの意向調査を行ったと思いますが、その結果はいかがでしたでしょうか。

【事務局】7 月上旬に新制度に移行するかどうかの予備調査を行いました。40 園の私立幼稚園がありますが、そのうち 10 園が新制度、30 園が現行のままという意向と伺っています。

【委員】これについては、時間もありませんし、内容がものすごく複雑です。内閣府のホームページに試算ソフトが出ており、そこに数値を入れていけば大体、各園では年間いくらの給付額になるのかわかります。特別な事情がある場合は保護者から利用者負担額のお金をもらっても良いが、その理由をしっかりと説明することとなっています。試算をしてみますと、小規模園、定員が 100 人くらいの園でしたら、施設型給付をもらった方が、経営が良くなります。定員がその上に行くと、もらえる額が減ってきます。練馬区の場合は 400~500 人という幼稚園がありますが、私共の試算では、その規模ですと 4,000~5,000 万円の赤字となる結果が出ています。私の園は定員 240 人の園ですが、施設型給付をいただき、保護者から追加の保育料をいただかないとなると、年間 4,000 万円の赤字になります。練馬区の幼稚園児は大体 10,000 人です。40 園ありますので、1 園平均 250 人となります。練馬区の幼稚園はほとんどやっていけなくなるので、10 園の幼稚園は 150 人以下の幼稚園だと思います。そうしますと、区内の幼稚園全園が新制度に移行しなくてはならなくなった場合に、4 分の 3 の幼稚園はやっていけません。もし仮に、幼稚園がなくなった場合、おそらく 8,500 人くらいの子どもが幼稚園に入れなくなってしまいます。東京都にある園では、子どもが多く、人件費が高いために、高い保育料をいただかなければならないという事情もあります。練馬区の私立幼稚園の保育料は平均月額 28,000

～30,000円くらいです。そのような園も、新制度において、保育料は25,700円までです。しかも入園料を取ってはいけませんので、とても経営はやっていけません。もちろん、逃れる道もあります。学校法人の幼稚園、宗教法人の幼稚園、他にも財団法人の幼稚園もありますが、法人格がある幼稚園は、何年間かは新制度に入らなくてもいいのですが、個人立幼稚園については、27年4月1日からこの制度に移行しない限りは、後から入ることはできません。練馬区には18の個人立の幼稚園があり、定員が全部で4,500人くらいです。すでに8月になっていますが、募集をどうして良いのか全く分かりません。8月中にすべての予算を計算して、9月には募集要項を出さないといけません。10月15日が練馬区の私立幼稚園の願書配布開始時期と決まっています。それまでに募集要項を作っておさなければいけないのですが、そのためには8月中に毎月の保育料、入園費、暖房費といった細かいものまで園則で決めて、それを教育委員会に提出して届出をしなければなりません。それが認められて、初めて、保育料が決まって、募集要項を作成し、配布していきます。ところが国の方針が決まっていませんので、区に問い合わせても分からないことがたくさんあります。8月20日に区と私立幼稚園との話し合いで、募集をどうするかを決めますが、20日になって具体的な数値が出てくるという希望は全くありません。国の動きは何もありません。この制度は国の制度ですので、区に責任はありませんが、ただしこの新制度の実施主体は自治体です。決めるのは国だけれども、実施するのは区でやらなければいけません。次の子ども・子育て会議は10月ですから、その時には準備期間は終わっています。このまま行くと、300、400人と多くの園児を預かっている幼稚園がもう時間的な余裕もなく、毎年多くの減収になるのであれば、個人立幼稚園の場合、やめることができますので、幼稚園自体をやめてしまう可能性があります。個人立幼稚園が法人立幼稚園になる場合は、何千坪という敷地を法人に寄付しなければいけません。そうすると、土地の所有者はそれ以降、給料しかもらえなくなりますので、おそらく大きな幼稚園は移れないのではないかと思います。大きな幼稚園は兄弟で分割して土地を持っていることが多いので、それを全部学校法人に寄付することができません。しかも保育所の経費は4、5歳ですと、大体70%くらいが地方公共団体が負担をしていますので、保護者の負担は平均1万円、幼稚園の場合は補助金も出ますが、公費で賄ってもらっているのが20～30%くらいで、差があります。これを国が一律にするのは望ましいのですが、新制度に移行した場合、運営できなくなる幼稚園が圧倒的に多くなってしまいます。おそらく10,000人のうちの8,500人は行き場がなくなってしまう制度となっています。このままいくと幼稚園が半分くらいなくなってしまうという可能性もあると考えています。学校法人であっても、私学助成を引き続き受けられるけども、私学助成をやめて、全部この制度に移りなさいといつ言われるかわかりません。これから、区といろいろ調整をしていかなければなりません。間違っていたら訂正してください。

**【会長】** 今のご発言ですと、大変な激動となりますが、区はどう予測しているのでしょうか。

**【事務局】** 5月末に公定価格が示され、6月に試算ソフトが発表され、各幼稚園に試算をお願いして、来年度以降の判断をしていただくということで、進めてきているところです。6月に試算ソフトに入力して、実際に現状と比較した場合に、かなりの減収になるということで、早い園では6月末から相談を受けています。ソフトに入力する中身についても、細かい部分があり、意味合いが分からないところもあり、私共も一緒にやってみたり、東京都を通じて国に聞いたりしてきましたが、それでも明らかになっていない部分もあります。公定価格の全体像が示されて

いないということで、私共も苦慮しています。国が作った新制度を順守しますが、一方、私学助成は引き続き行うこととなっており、2本立ての制度になっていきます。10園が新制度に移行する希望がありますが、実際に経営的に大丈夫かどうか、改めて各園に確認をしている状況です。区としては、何らかの工夫をしていかなければいけないと考えています。先ほど委員からお話がありましたように、先月から私立幼稚園協会と区で連絡会を設置して、現状把握を行い、どのような手だてができるかを検討しているところですが、正直、時間がありません。できる限りのことは、私共もやっていきたいと思っておりますので、この状況については、ご理解をいただければと思います。

【会長】最後のご理解というのは、どのような意味ですか。

【事務局】このような現状にご理解をいただければということです。実際に新制度に移った場合、試算上では運営に支障が出てくる私立幼稚園が多数出てきてしまうという状況があるということです。

【会長】国にそのことを伝えているのでしょうか。

【事務局】東京都を通じて、各自治体からも声が上がっています。新聞報道であるように、国でも調査を行い、また入力の方法、比較する現在の状況について、改めて確認をするということは聞いています。今は具体的な指示はありません。

【事務局】委員の発言については、そのとおりでございます。私共は5月下旬に公定価格の案が出て、このような金額になるということに驚きました。私立幼稚園は私立学校です。私立高校や私立大学と同じ法体系の下で維持がされています。公の支配に属さない教育団体について、過度な公金の支出は憲法89条上、許されていません。例外的に教育の振興のために必要と認められる場合は、学校教育法などに基づき、私立学校振興助成法で経営補助がなされています。また、保護者の負担軽減の目的で、私立幼稚園に入ったら補助金が出るというシステムになっています。従来の子育て支援のように私立であっても公立であっても、練馬区の保育課を通じて、その子どもが園に入るというシステムとは全く違う土台の下に運営がされてきました。したがって、私立幼稚園の公的補助は、割合的にも少ないですし、もし支出がされている場合は、保護者負担の軽減などです。5月に公定価格が出て、ここまで厳しい金額が出るとは思いませんでしたので、このような動きになりました。特別区を通じて、都、国への要請をしておりますし、幼稚園団体でも都、国への要請をしていると思います。区としても、公的助成をすることについて、制度上の制限がある中、どのような支援をどのくらいの園にできるのか、保護者軽減ができるのかを、引き続き協議をしながら練馬区としてできること、都、国に要請することを整理しています。

【会長】驚くほどの激変があるのであれば、国に対して自治体から申し出をするなどは、当然ありうることだと思いますが、練馬区役所としても当然やっているのでしょうか。

【事務局】特別区の課長会、部長会、区長会があり、様々な会議の中で、同じような意見が出ています。意見を集約して、都や国に働きかけるということを実際行っています。

【会長】この会議でこの話を伺い、驚いています。もう少し早くにわかっていたら、この会議からも、いろいろな声を上げることができたのではないかと思います。

【委員】幼稚園がやっていけないということになると、幼稚園をなくしてしまえば良いのではという考えを持つ方も出てくると思います。保育所を一生懸命作っているのに、そちらに移行すれば良

いではないかという流れになっていくことが心配です。保護者の立場で言わせてもらおうと、小学校に上がると、ボランティアや様々な行事があり、親に補助を募ることが多くなります。幼稚園で子育てをしてきた専業主婦のボランティアが絶対的に多い状況です。保育園で子どもを育ててきたお母さんは働いているために、ボランティアなどはあまりできません。PTA 活動も結局は仕事をしている親はやらないというパターンが出てきます。働くお母さんを中心に考えて、保育園を作って、女性がどんどん外に出ていくということになりがちになっていることが不安です。幼稚園で子育てをして、幼稚園の教育にも参加をして、ボランティアにも協力して、PTA 活動も行って、小学校でもお母さんとして学校を支えてきたという保護者がたくさんいます。幼稚園がなくなるということを単純に捉えてほしくはありません。幼稚園がなくなるということは、学校の行事活動に協力してくれる保護者も減っていくことになると思います。学校の先生もお母さんの力を借りないとやっていけません。しかし、保護者に声をかけても、仕事をしているので、できません。そうすると先生も仕事をしていないお母さんに声をかけます。そうすると、毎回お仕事をしていないお母さん、幼稚園で子どもを育ててきたお母さんが、顔を合わせます。そのような現状も小学校に上がっていくと出てきているということも、頭の片隅に置いていただければと思います。

**【委員】** この公定価格でやっていかないといけないということになると思いますが、限られた金額の中で安くやれば儲けや利益が出てきてしまうことになるので、それを必要悪として流さないように、このように条例などで縛りかけるということだと思います。流れ的にはこのような枠組みになってしまうのは仕方ないと思いますが、そのような中でも、質は落とさないように、どのようなチェックになるかわかりませんが、フォローしていただければと思います。

**【委員】** 国の制度なので、なかなか覆すことはできないのですが、個人立幼稚園が待たなしに4月から新制度に移行しなくてはならないことについて、何年か余裕をくださいということで、運動をしようと思っています。公定価格の骨格が、日本全国を平均としていますので、首都圏のような子どもが多い地域について、全く考慮されていません。あまりにも基準が違いすぎるので、そこを改善してほしいと思っています。また来年10月に消費税が10%になったら新制度を実施するという事です。しかし、消費税がアップするかしないかのわからないうちに、我々は園児を募集しないといけません。もう1つ大きな問題ですが、仮に小規模園が新制度に移行し、入園料を取らず、在園児も含めて今より少し高い保育料を取った場合、在園児の保護者は怒ると思います。高い入園料を払っているからです。また、入園料を取らなくなると、他の方々から、今よりも高い保育料をいただかなければならない。高い入園料を払って、今年はまだ保育料が高くなるのかということになります。いろんな点で矛盾が出てきますので、何とかしないといけないと思います。実施主体は区ですので、区と協議をしながら、進めていきたいと思っています。みなさんに実情をお話させていただきました。

**【委員】** 今、幼稚園の現状を聞きました。こうした危機的な状況ですので、区の幼稚園協会、東京都の団体、全国の団体のレベルで、要望書を出されていると思いますが、具体的にはどのようなものを出しているのでしょうか。

**【委員】** たくさん出しています。特にこの制度は、所管が文科省や厚労省ではなく、内閣府です。地方は子どもが少ないので、この新制度が救いです。地方にはありがたい制度ですが、東京都が一番被害を受けます。全国一律で行うこと自体に問題があります。地方では公定価格を変えると

なると、それはそれで問題になります。もともとこの新制度は、民主党政権の時代にできたもので、幼稚園が無くなる骨格でした。何とか幼稚園は生き残りましたが、このような状況になってしまっています。

【委員】現在、幼稚園に子どもを預けている親としては、言葉が出ないくらいショックです。園長からは雑談の中で、何とかは聞いてはいましたが、園が無くなる、来年、再来年は入れないと思うと、言葉が出ないくらいショックです。自分が参加して子どもの見守りを行っている、自分も育てられている感覚になり、幼稚園が好きになります。本当にどうにかしてほしいと思います。半分以上も潰れるなんてことにはならないようにしてほしいと思います。それぞれ特色があって、それを好きで入っている親の選択肢であって、幼稚園が無いからと言って、保育園に行けばいいという問題ではないと思います。幼稚園が残るように、どうにかしてほしいです。

【会長】幼稚園に通っている子の行き場がなくなってしまいます。

【委員】私は児童養護施設をやっていますが、児童養護施設の子どもは保育園に入れません。幼稚園にしか入れません。それは二重措置になるからです。幼稚園がなくなると大変なことになります。地域の幼稚園に通っているのですが、幼稚園が無くなってしまったら、どこに行けばいいのでしょうか。非常に苦慮するところです。

【委員】皆さんからの励ましの言葉をいただきましたが、学校法人、宗教法人、その他の法人は、私学助成が続く限りはやっていけます。ただ、国の方針としては、新制度をもっと徹底していくと思います。一番心配なのは、個人立幼稚園です。待ったなしです。これはできないという幼稚園が出てきてしまうことが心配です。

【委員】親たちも、全く知らないことですので、知らせていただきたいと思います。親も署名を集めるなど、声を上げますので、親の力を活用していただきたいと思います。

【委員】在園児だけでなく、卒園児の保護者にもご連絡をいただければ、動くと思います。

【会長】今後の幼稚園の先行きを危惧する声が多かったということについて、是非都や国に伝えていただければと思います。それでは、その他の議題になります。

#### 4 その他

【事務局】事務局からの報告と委員からの報告を行い、最後に次回の会議日程についてご相談させていただければと思います。

【事務局】参考ということで、区政運営の新しいビジョンの策定方針についてです。この子ども・子育て支援事業計画とも関係がありますので、説明をさせていただきます。区長が変わり、新区長による今後の区政運営の方向性を明らかにし、将来を見据えた戦略を提示し、区政運営の新しいビジョンを策定することとなりました。策定スケジュールですが、来年度予算に反映するために、ビジョンについては26年12月までに素案を作成することとなっており、素案を公表し、区民意見の聴取等を経て、27年3月を目途に策定することとなっています。個別計画との関係についてですが、この計画も1つの個別計画ですので、このビジョンが上位計画となり、個別計画はビジョンとの整合を図って策定することとなっています。ビジョンと整合を図りつつ、子ども・子育て支援事業計画も策定をしていきますので、若干スケジュール的に遅れ気味になる可能性があり、次回の会議も遅めの設定となっています。何れにしても、ビジョンと整合を図った上で、今後、子ども・子育て支援事業計画の策定検討も進めていきたいと思っています。

- 【委員】流山市の子ども・子育て意見交換会については、ホームページでも見ていただけたと思います。  
この市は民間の力を入れて、マーケティングなどを行い、子育てに力を入れています。練馬区も民間の方を入れて下さいということではありませんが、他の自治体を参考に工夫をしていただければと思います。良い事例だと思い紹介をしました。
- 【会長】事務局では何か対応を考えますか。
- 【事務局】委員から先ほども、決まったものを出すのはいかがかというご指摘をいただきました。ごもっともなご意見だと思いますので、ある程度中身が固まった段階で、子ども・子育て支援事業計画についてはパブリックコメントに先立って、11月頃に新制度に関する説明会を行い、区民のご意見をいただくような機会を設けていきたいと考えています。
- 【会長】この会議で出た1つの提案にお応えいただくということによろしいかと思います。
- 【事務局】（報告…平成26年度第4回および第5回の会議開催候補日について）
- 【会長】それでは、予定された議題はすべて終わりました。区でも苦慮されていると思いますが、我々の感じているところを伝えていただければと思います。ありがとうございました。